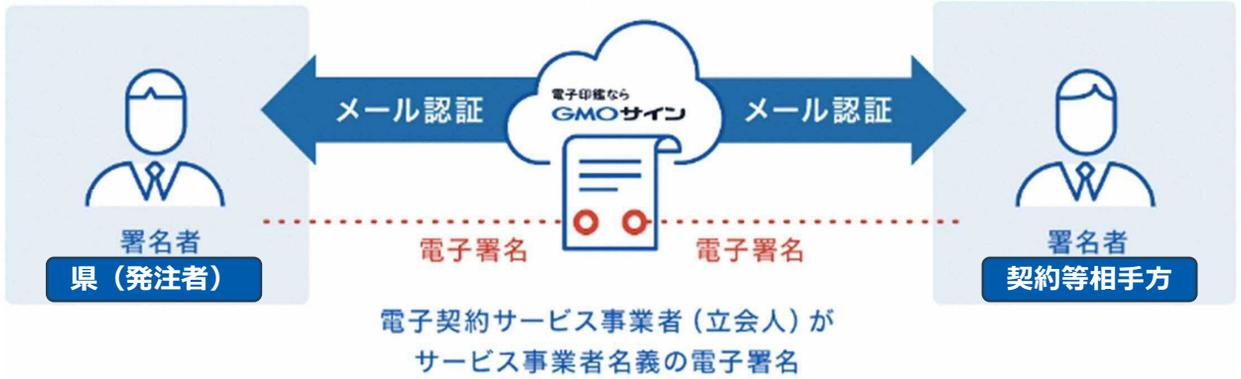


電子契約について

1 電子契約とは

従来、紙の文書に押印又はサインをして行っていた契約を、電子データ（PDF）に電子署名を付与することで代替できる手法



※契約等相手方：インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能

2 紙の契約との主な違い

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン（押印）	電子署名
送付	送付・持参	インターネット（電子メール）
保管	書棚	クラウド
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

3 対象

静岡県が締結する、契約書、協定書及び覚書

（ただし、法令等の規定により紙の契約書が必須な契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約等及び自動更新条項付契約等は除きます。）

なお、公共事業については、以下のものが対象です。

- ・建設工事 当初契約額 1億円以上5億円未満
- ・建設関連業務委託 当初契約額 2千万円以上

※電子契約を利用可能な契約については、入札に係る実施要領の配布時等に、個別に御案内します。

4 利用方法等

電子契約の利用を希望する場合（※）は、発注担当課宛てに「様式第1号電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。（※選択制。従来どおり紙での契約も可能）

詳細については、静岡県公式ホームページのうち「電子契約の導入について（*）」を御覧ください。

* 県公式ホームページ「電子契約の導入について」はこちら →



【担当】

静岡県デジタル戦略課

TEL：054-221-3679

E-MAIL：digital@pref.shizuoka.lg.jp